

新たに親元就農を考えている クラウンメロン農家を応援します!

クラウンメロン生産者の後継者不足の問題を解決するため
第三親等以内の後継者に対して栽培技術や営農知識等の習得を目的とした研修を実施し
経営継承を目指す指導農家と研修生を支援します

交付要件

- ・3年以内に第三親等以内の後継者への経営継承を目指すこと
- ・後継者が指導農家の経営に従事しはじめた時期が、令和6年4月1日以降であること。
- ・経営主と後継者の生計が別であること。
(住所が同一であっても、生活の実態が分かれていることが客観的に証明できれば生計が別と判断します。)
- ・クラウンメロン支所から経営継承を支援する経営体として承認を受けること
- ・指導農家として、自身の後継者に、1年以上の研修を受けさせること
- ・認定農業者と同等程度の経営をしていること。

※後継者が研修開始から5年以内に離農した場合には、研修生支援金が返還となるので注意(指導農家支援金については、返還対象外)

研修生支援金※

最大120万円/年
×2年間

指導農家支援金

最大18万円/年
×1年間

事業の流れ

制度活用
の相談

選考審査

支援対象
経営体
として承認

研修実施
1～2年

経営継承

研修開始から
3年以内を目標

事業の活用を検討される方は、まずは下記窓口へご相談ください。

お問い合わせ先

静岡県温室農業協同組合 クラウンメロン支所
袋井市産業部農政課農業振興係

TEL 0538-43-4146

TEL 0538-44-3133 (直通)

E-Mail nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp

※詳細は裏面を参照

袋井市クラウンメロン経営継承支援事業 交付要件チェックリスト

共通要件（指導農家・研修生）

1	生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと【例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等】	はい・いいえ
2	市税を滞納していないこと	はい・いいえ
3	指導農家と研修生の生計が別であること	はい・いいえ
4	研修生への3年以内の経営継承を目指すことに同意していること（家族からも同意が必要）	はい・いいえ

指導農家の要件

1	市内でクラウンメロンを生産する者であること（一戸一法人は対象外）	はい・いいえ
2	指導者として、後継者育成のための研修が十分に実施できると見込まれること（栽培技術、営農知識など）	はい・いいえ
3	認定農業者又は認定農業者と同等程度の経営を行っていること	はい・いいえ

研修生の要件

1	指導農家の経営に従事しはじめた時期が、令和6年4月1日以降であること	はい・いいえ
2	研修開始時点の年齢が50歳未満の者であって、前年の世帯所得が600万円未満であること	はい・いいえ
3	研修開始日から5年間は、クラウンメロンの生産者として農業に従事すること ※5年以内に離農した場合は、支援金の返還対象となります	はい・いいえ
4	経営継承後、継承した経営の維持及び発展が見込まれること	はい・いいえ

上記すべての項目で「はい」にチェックが付いた方は、補助金の交付対象となる可能性があります。

支援金の交付を希望される場合は、クラウンメロン支所から経営継承を支援する経営体として承認を受ける必要があるため、表面記載の窓口までお問合せください。